

初回相談

1時間まで 5,000円（税別）
延長15分につき1,500円（税別）

継続相談

30分 5,000円（税別）

- ▶ まずは、お電話 03-5829-4652 にてご予約ください。
- ▶ 夜間・休日・出張相談も対応可能ですので、ご相談ください。
- ▶ テラスの援助制度もご利用いただけます。

お問い合わせ

TEL 03-5829-4652 代表 FAX 03-5829-4653

平日 午前 9:30 ~ 午後 5:30（土・日・祝・祭日を除く）

MAIL info@lo-taito.com

HP https://www.lo-taito.com

※HP からご相談の予約を受け付けております。

※ニュースレターの送付停止をご希望の場合は、大変お手数ではありますが、メールまたはお電話にてご連絡ください



アクセス



JR 秋葉原駅方面からお越しの際は、横断歩道が昭和通り口前（★印地点）にしかありません。ご注意ください。

- JR「秋葉原駅」昭和通り口より……………徒歩 5分
- 地下鉄日比谷線「秋葉原駅」4番出口より……………徒歩 3分
- つくばエクスプレス「秋葉原駅」A1・A2出口より……………徒歩 5分
- 地下鉄都営新宿線「岩本町駅」A4出口より……………徒歩 5分
- JR・地下鉄都営浅草線「浅草橋駅」より……………徒歩 10分

〒101-0026
東京都千代田区神田佐久間河岸7 8
第二阿部ビル 2階



CONTENTS

目次

- ▶ 法律事務所たいとうの『多様性』
- ▶ アロハ・ヒーリング・ヨガ体験会のご報告
- ▶ たいとうからのご提案
安心して暮らすための
高齢者消費者被害予防
- ▶ たいとうからのお知らせ
たいとうホームページリニューアル
出版報告
- ▶ たいとう弁護士だより



今号の表紙絵の作者 XXXXXXXXXX さん

いつも大きな声で楽しそうに笑いながら、絵をかいています。「福祉のお仕事」のイベントで、XXXXXXXXXX さんの作品が紹介されました。

法律事務所たいとうの『多様性』

昨年放映された連続テレビ小説「虎に翼」。法曹界と縁の深い話題が多く、当事務所でも注目していました。登場人物の多様な生き方が描かれていたのも印象的でしたね。

「多様性」は、SDGsの浸透とともに注目されてきており、多様性を受け入れること、多様性を実現することは、もはや現代社会における一般的な価値観となっていると言ってもよいでしょう。他方で、多様性の実現とは具体的に何をすればよいのかと言われると、なんとも壮大な気がして、なかなか難しいようにも思います。

当事務所なりの「多様性」の実践について考えてみると、その1つとして、所員それぞれが、興味関心のある分野で活動してきていること、ときにはアロハヒーリングヨガのリーダーや、認知症サポーター養成講師など、法的領域を超えた活動をしていることが挙げられそうです。

また、当事務所の理念「あなたの毎日に安心、自信、自由を」を実現するためには、依頼者の方の考えや希望、その障壁となっているものは何なのかを教えてください。私たちが「どんなあなたでも大丈夫」という受容の姿勢を忘れないことが大事だと考えています。これも、当事務所なりの多様性の受け入れの一環といえるかもしれません。

当事務所では、これからも、悩みながら、所員ひとりひとりの実践を通じて多様な「あなた」を大事にする活動をしていきたいと思ひます。



- 弁護士 清水 洋
- 弁護士 佐藤 香代
- 弁護士 生駒 真菜
- 弁護士 吉川 由里
- 弁護士 上柳 和貴
- 弁護士 植田 千穂



アロハ・ヒーリング・ヨガ体験会のご報告



2024年9月に、弁護士佐藤香代がインストラクターとなって、「アロハ・ヒーリング・ヨガ体験会」を開催し、延べ20人が参加しました。

このヨガは2013年に森田ゆり氏が、生き辛さを抱えて支援が必要な子どもたちのために、ストレス軽減や集中力向上を目的として開発しました。ただ、その効果は、全ての子ども・大人に普遍的なものです。ハワイの自然や動物、文化を取り入れた明るいプログラムで、2016年には全米ヨガ連盟の賞も受賞しました。

ヨガの基本は「まっすぐな背筋」と「ゆっくりした呼吸」で、柔軟性は全く関係ありません。

ヨガには、脳トレの効果もあり、感情を司る扁桃核、記憶を扱う海馬、それらの発する刺激を受けて、行動を促す前頭前野を整えます。これによって、

不安を感じたり刺激を受けたりした時でも、冷静に対応できるようになります。また、ゆったりと全身を伸ばし、インナーマッスルを鍛えることで、体のバランスを整え、緊張からくる身体的ストレスを和らげます。

また開催しますので、お気軽にご参加ください。



たいとう
からの
ご提案

安心して暮らすための 高齢者消費者被害予防

1 はじめに

高齢者の消費者被害のご相談を受けた際、「もっと早く気がつけたら…」、「誰かに相談できていたら…」という後悔の声をよく耳にします。トラブルに遭わないようにするため、消費者被害の実態を知ること、高齢者の身の回りの方の気づき・サポートが重要です。



2 高齢者の消費者被害の実態

高齢者は、お金・健康・孤独の不安を抱えていると言われ、悪質業者は、言葉巧みにその不安を掻き立て、親切を装い信用させ、年金や老後の資金などの大切な財産を奪います。高齢者は、在宅していることも多く、電話勧誘や自宅訪問によるトラブルに遭いやすい傾向があります。具体的には、突然、業者が自宅を訪ねてきて、「近所の屋根の工事をしていたら、お宅の屋根が壊れているのが見えた。今直さないと、台風が来て、大変なことになる」と言われ、修理を依頼したら、立て続けに雨樋の交換も勧められ、言われるがまま契約してしまったというリフォーム工事トラブルがあります。対策として、即時契約は避け、他社の相見積もりを取得したり、信頼できる方へ相談したりすることをお勧めします。

3 認知症等の高齢者の消費者被害の特徴

特に、認知症等の高齢者「本人が十分に判断できない状態にあるため、「訪問販売」や「電話勧誘販売」による被害に遭いやすく、事業者に勧められるままに契約したり、買物を重ねたり」という傾向や、「本人はトラブルに遭っているという認識が低い」という傾向が指摘されています。

4 たいとうの取り組み

法律事務所たいとうは、皆様の毎日に「安心・自信・自由」をもたらすことを使命とし、「認知症サポーター」養成講座の開催、成年後見制度のご紹介など、年齢を重ねても、認知症になっても、安心して、自信をもって、自分らしく暮らせるよう、認知症の理解を深め、認知症の方を正しく支援できるよう努めてきました。今後、これまでの取り組みと調和させる形で、高齢者の消費者被害の予防・救済のための情報提供の機会をも設けることで、より一層、皆様のご不安の解消に向けた取り組みを行いたいと考えています。



たいとうからのお知らせ



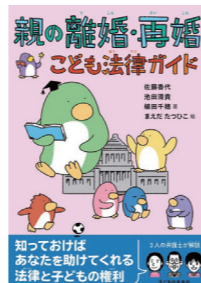
お知らせ 1 たいとうホームページリニューアルしました！

設立 10 周年の節目に、昨年、ホームページを全面リニューアルしました。初めて法律事務所と接点を持つ方にも、「あなたの毎日に、安心・自信・自由を」が伝わるように、わかりやすさや雰囲気こだわっています。ぜひご覧ください。



お知らせ 2 出版報告

この度、くれたけ法律事務所の池田清貴弁護士、当事務所の佐藤弁護士、植田弁護士による共著『親の離婚・再婚 子ども法律ガイド』が出版されました。本書は、親の離婚を経験する子どもたちに向け、結婚・離婚とは何か、どんなことが起こるのかということを知りやすく解説しています。子どもだけでなく、我が子の気持ちを大切にしながら離婚という一歩を踏み出そうとする大人にも役立つ内容です。ぜひ、お手に取ってみてください。



「法律事務所たいとう」の
所属弁護士って
どんな人？

所属弁護士がお届けする

たいとう 弁護士だより

普段はなかなか見ることができない個性がチラリと垣間見えるコーナーです。

共に学び・共に実践すること



弁護士 佐藤 香代



開設以来続けている読書会で、「クライシス・カウンセリング」(メンタルレスキュー協会 著、金剛出版)を読みました。人は、災害や別れ、事件などを経験すると、心にも危機的変化が訪れます。そうした危機の中で起きる心の変化を学び、共に乗り越えるために、私たち弁護士に何が出来るかを考えました。困難に遭遇し法律事務所を訪れる皆様が、一日も早く安全な日常を取り戻せるよう、より良い支援を模索していきたいと思ひます。

「積んどく本」の中から



弁護士 清水 洋



獄中から58年かけて再審無罪を掌中にした袴田巖さん(88歳)。後期高齢で死亡事故を起こし、刑期中に老衰死した「上級国民」。百歳以上が10万人を迎える超高齢社会の下、どう生きべきかを考えさせられる。友人から贈られた坂村真民の箴言詩集を手にした。「才なき人は才なきままに処するがよい おのれの花を咲かせ おのれの歌をうたい 嘆かず訴えず、なにごともあるがままに 生きるのが一番よい」(80歳『あるがままに』より)

『高齢者相談対応マニュアル』発刊！



弁護士 生駒 真菜



2年前から編集委員として携わってきた『高齢者相談対応マニュアルー財産管理・相続・遺言・生活支援等』(新日本法規出版株式会社)が、ついに昨年発刊となりました。

年齢を重ねて直面することになる様々な課題について、具体的な場面ごとにQ&Aを設定して解説する内容です。弁護士はもちろん、他の職種の方にも、参考になりそうな項目がきっとあると思います。見かけたらぜひお手にとって見てください。



たいとうなパートナー



弁護士 吉川 由里



昨年、ご当事者からとてもうれしい言葉をいただきました。裁判を起こして、主張立証を重ねて、和解協議の局面で、和解条件についてご当事者との作戦会議をしていたところ、「他の弁護士に依頼していたら、自分が弁護士の圧に負けて、途中で我慢したり諦めてしまっていたと思う。(吉川に)依頼してよかった」と。

率直に意見交換できるような関係性の大切さを、改めて学びました。この言葉は、私の宝物として大事にしていきたいです。

高齢者等終身サポート事業者ガイドライン



弁護士 上柳 和貴



令和6年6月に、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが策定されました。同事業は、高齢者等に対し身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業ですが、①判断能力の低下が懸念される高齢者が対象となる事、②契約が長期にわたる事、③費用体系が不明確である事などが課題であるため、利用者保護の必要性が高いと言われています。利用者向けチェックリストの活用をしていただく等、サービス利用時にはご注意ください。

決断の瞬間に立ち会う重み



弁護士 植田 千穂



入所して1年、この間、ご当事者が人生の大きな決断をご自身の意思で下す場面に立ち会わせていただきました。これでいいのかという迷い、覚悟、明るい未来に向けて変わろうとする気持ちなど、揺れ動く感情に直に触れ、弁護士がまさにひとりひとり違う生身の人生に携わる仕事であることを教えていただきました。大切な局面で、ご当事者が孤独を感じず、自信を取り戻せるようなサポートができるよう、今後も技術を磨いてまいります。